

件名	動物愛護施策の推進に関する陳情			
提出者 住所氏名	江戸川区篠崎町 E			
受理年月日	平成28年2月12日	受理番号	第10号	
<p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 墨田区江東橋にある猫カフェ・ペット販売店の「ねこのて」の実態及び現況を把握してください。 2 「ねこのて」の実態に基づき、速やかに法律及び条例等にとつて適切な対処をしてください。 3 類似事例の有無を確認してください。 <p>(理由)</p> <p>墨田区江東橋にある猫カフェ・ペット販売店の「ねこのて」は、衛生状態が非常に悪く、店舗内及び亀戸七丁目の収容場所は70頭近い猫の糞尿であふれ、冬でもひどい悪臭がします。エアコンを運転していないので室内はかなり寒く、猫たちは電源のついていない小さな電気マットの上にひしめき合って座っています。約40頭の猫に対して餌の皿は三つ。餌が足りずかなりの空腹であるはずですが、中にはその少しの餌でさえ食べようとしない弱った猫が数頭みられました。水飲みは大きめのバケツ一つで水は入っていません。猫たちは糞尿を洗い流す汚水に飛びついていく状態でした。この部屋には猫の寝床用なのか段ボールがいくつか無造作に置かれていましたが、その中の三つに出血の跡がありました。何頭かの雌猫が出産したようですが、子猫の姿はなく、産まれたばかりの子猫たちはすべて共食いされてしまいました。「ねこのて」の猫たちは、その大半が何らかのウイルス感染によるひどい結膜炎で眼が腫れ上がっている状態で、子育て中の母猫はひどく痩せています。猫たちの毛並みは悪く、その顔には覇気がありません。店主は猫の体重も計らず、埼玉県の獣医師から処方なしで購入したアモキシシリンを水で溶かして猫たちにランダムに与えています。そのシリンジも衛生的に保管されていないし、回復しなくても獣医師に診せることはしません。店主は猫カフェ利用客に対して猫を販売しようと「いくらなら買うか」と執拗に聞いています。</p> <p>さらに、「ねこのて」の店主はウイルスや交配の知識もないように見受けられます。みだりに繁殖を続け、5年前には10頭前後だった頭数も今では70頭以上に増えました。その間、糞尿からトキソプラズマやヘルペスなどのウイルスが猫の間で次々に感染し、そのウイルスを持つ雌猫は流産か、出産すればその子猫たちもウイルス感染していきます。そして、組合せの管理もせず、近親や劣勢遺伝による障害、疾患を持つ子猫たちが無造作に作り出され、医療にもかけられないまま子猫の半数近くは死亡しています。</p> <p>住民として不安なのは、人畜共通感染症のトキソプラズマを持った猫がカフェ</p>				

で展示され、利用客にはなんの説明もないままその猫たちを抱かせたり、飲食をさせたり、レンタルしたり、交配させて、今でもどんどんウイルスを持った個体を増殖させていることです。また、どの猫種との組合せが分からないだけでなく、劣勢遺伝同士あるいは近親での交配ではないかなどの管理もしないまま産まれた子猫たちを純血種の健康体として虚偽販売を続けていることです。さらに、店主は70頭以上の猫を抱えながらかかりつけの獣医師もなく、病気の猫たちは適切な医療を受けられず、病気も感染症も未だに放置されたままになっているということです。

猫の数を減らすようにという東京都動物愛護センターの指導には、猫の値段を下げて販売する傍ら、子猫が産まれると親子ごと親戚や知人の家に猫たちを隠し、頭数が増えていないように見せかけて同センターの目をごまかしています。同センターの指導は一昨年から続いているそうですが、「ねこのて」の店主は衛生面や繁殖管理においてそれを真摯に受け止めて改善している様子は見られません。

繁殖制限をせず、みだりな繁殖で頭数を増やし、劣悪な環境下で収容される多くの猫たち。餌や水、衛生面、健康面での管理もされず、今や虐待の状態に陥っています。劣勢遺伝同士あるいは近親の掛合せによる遺伝的疾患を持つ子猫を作り出していることに対しても、倫理的な責任を感じるどころか、あわよくば販売しようとしています。今後取るべき断続的、建設的な対策は全く講じられていません。

命と真摯に向き合うことなく、動物取扱業としての資質を問われるこのような店舗が未だに経営を続けていることに、大きな懸念を感じます。東京都の動物福祉、動物取扱業に関する監視、調査が適切に、効果的に機能していないように思われます。

このことは、動物愛護管理法第7条、第37条及び第44条に鑑み、このような業者に対して専門家による徹底した指導、あるいは厳正に処分していくべきではないかと考えております。

国においても現状を踏まえ、平成28年1月5日に環境省自然環境局総務課長から、各都道府県・指定都市・中核市動物愛護管理主管部（局）長あてに「第一種動物取扱業者に対する監視、指導等の徹底について」の通達が出されており、区としても実態把握に努め、速やかかつ厳正な対応を行うようお願いいたします。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上